

勝央町内部統制基本方針

今般、勝央町における事務の執行の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制体制）の整備及び運用に関する基本方針を次のとおり決定しましたので、これを町民の皆様公表します。

この基本方針に基づき、内部統制体制を整備し、運用していきます。

1 事務執行におけるリスクの管理について

勝央町は、事務の執行に伴い発生するリスク（事件・事故や事務処理ミスなど）を把握し適切に評価した上で、防止策を講じることでその発生を未然に防ぎ、発生時の適切な対応に努め、事務執行に対する町民の信頼を一層向上させます。

2 法令等の遵守（コンプライアンス）について

勝央町は、コンプライアンスを徹底し適正な事務の執行に努めます。財務事務あるいは契約事務等の執行にあたってチェック体制を整備し、業務の適法性・適正性を確保します。

3 業務の有効性及び効率性について

勝央町は、町民にスピーディーかつ適切な行政サービスを提供することを目指し、内部統制体制の下で、合理的な文書管理を実施するとともに、事務事業の有効性や費用対効果（バリュー・フォー・マネーを含む。）は適切かなどについて不断に検証を行います。

4 会計及び財務報告の信頼性について

勝央町は、会計事務の処理並びに財務諸表等の作成に当たっては正確性を確保し、町民にわかりやすい情報の提供に努めます。

5 業務の執行における資産保全の確保について

勝央町は、ルールに則り財産の管理を行うとともに、資産の適正な活用を図ります。

町有財産の整備計画を定めて適切なメンテナンスを実施するとともに、指定管理者による管理がなされている公の施設については、適正な維持管理が行われるよう監督体制を整備します。

6 実施体制の整備について

勝央町は、副町長を議長とする「内部統制会議」を設置し、全庁的な取り組みとして内部統制を実施します。

7 運用状況の公表等について

勝央町は、内部統制の運用状況を議会へ報告するとともに、監査委員に提出して審査を求めます。あわせて町民に公表し、透明性の高い運用に努めます。